

4 川 監 公 第 7 号

令和 4 年 8 月 1 0 日

監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、
令和 3 年 1 2 月 3 日付け 3 川監公第 1 5 号で公表した監査の結果の報告に基づ
き、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表しま
す。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

4 川総コ第 3 8 号

令和 4 年 6 月 3 0 日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、
令和 3 年 1 2 月 3 日付け 3 川監報第 7 号で報告の提出がありました令和 3 年度
第 1 回定期（財務）監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通
知します。

1 令和3年度第1回定期（財務）監査結果に対する措置状況

（1）行政財産の貸付けに附帯する光熱水費の算定を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

行政財産の目的外使用許可取扱要領（平成6年9月9日付け6川企管第261号。以下「要領」という。）第8条によると、光熱水費等を使用者に負担させる場合は、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準（平成27年1月19日付け26川財運第717号。以下「算定基準」という。）に基づき徴収するものとしてされている。

飲料自動販売機の電気料についてみたところ、次の事例があった。

要領等に基づき、電気料の算定を適正に行われたい。

ア 改正前の算定基準に基づき、電気料を算定していた事例

[措置内容]

指摘事項については、使用者宛てに不足分の光熱水費の請求を行い納入を確認しました。また、再発防止のため、所内会議等において、複数職員によるチェックを徹底することなどについて、関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（環境局生活環境部宮前生活環境事業所）

イ 消費電力量に対応する電気料が誤っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、追加調定及び還付手続を行い、納入及び還付金の支出を確認しました。また、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう関係職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（消防局総務部施設装備課）

（２） 消防団員出務費用弁償を適正に支給すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市消防団給与条例（昭和２３年川崎市条例第１号）第２条第１項によると、消防団員が、災害の防除又は訓練のために出務したときは、費用弁償として出務１回について、３，５００円を支給するとされており、同条第２項によると、災害の防除又は訓練に従事した場合において、市長が必要と認めるときは、前項の金額に３，５００円以内を加給することができるとなっている。また、消防団員出務費用弁償等運用内規（以下「内規」という。）第４項によると、２時間を超えて災害現場における消防活動又は特別警戒等に従事した場合で、加給を必要だと認められるときは、３，５００円を加給するとされており、災害現場における消防活動の際には一律に加給を行う運用とされている。

消防団員への出務費用弁償の支給事務についてみたところ、２時間を超えて災害現場における消防活動に従事したものの、加給していなかった事例があった。

内規等に基づき、消防団員出務費用弁償を適正に支給されたい。

[措置内容]

指摘事項については、加給分の支出を行うとともに、再発防止のため、指摘事項を当該事務処理のマニュアルに追加するなどしました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（消防局臨港消防署）

（３） 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

川崎市金銭会計規則（昭和３９年川崎市規則第３１号。以下「規則」という。）第９条第２項によると、請求書の首標金額の頭初に「¥」の

記号を表示するものとされている。

また、会計室が作成した会計事務の手引（平成２９年３月３１日付け
２８川会第２４９３号）によると、請求書のうち訂正ができない記載内
容である請求金額、請求者名及び受取人名以外の請求内容に訂正がある
場合は、二重線を引いた訂正箇所に請求印が押印されていることとされ
ており、請求書の記載はボールペン等、筆跡の消えないものを用いるこ
ととされている。

支出に係る請求書をみたところ、次の事例があった。

規則等に基づき、支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行われたい。

ア 首標金額の頭初に「ㄥ」の記号がなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、課内会議において取扱いを適正に行うよう担
当職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（環境局環境対策部環境対策推進課）

イ 請求日が修正テープで訂正されていた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、再発防止のため、類似事例が掲載されている
資料を回覧して、請求書の適正な取扱いについて課内に周知徹底しま
した。

今後は、適正な事務執行に努めます。

（環境局生活環境部収集計画課）

ウ 鉛筆や筆跡が消えるボールペンで記載されていた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、課内会議において周知するとともに、チェッ

クリストなどの資料を活用して確認を行うよう、職員に周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(環境局地球環境推進室、消防局警防部警防課、同指令課、予防部危険物課)

(4) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

財務関係法令等に基づき、適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 契約書を適正に作成すべきもの

(ア) 予定価格が1,000,000円を超える業務委託について、契約書の作成を省略していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、川崎市契約規則第30条第1項に基づいた適正な事務手続を行うよう課内会議において職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(環境局生活環境部減量推進課)

(イ) 産業廃棄物の運搬又は処分に係る委託契約について、契約書の作成を省略していた事例

[措置内容]

指摘事項については、契約書にて契約を締結するよう改善を実施しました。また、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう課内会議において周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(消防局総務部施設装備課、警防部航空隊)

イ 契約関係文書の確認を適正に行うべきもの

日付の入っていない請書を徴していた事例

[措置内容]

指摘事項については、再発防止のため、適正な事務手続を行うよう課内会議等において職員に周知徹底しました。

今後は、適正な契約事務に努めます。

(環境局環境総合研究所、消防局警防部警防課)

ウ 検査確認書の作成を適正に行うべきもの

定期支払について、検査確認済みを証する書類を作成していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、検査確認書を作成するよう改めました。また、適正に検査確認を行うよう、課内回覧等により周知徹底しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(環境局総務部庶務課、地球環境推進室、環境対策部地域環境共創課、同環境対策推進課、同環境保全課、生活環境部収集計画課、施設部処理計画課、同施設整備課、環境総合研究所)

エ 備品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 所在が不明となっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、所在不明の理由が廃棄済によるものであるため、不用の決定及び処分の決定を行いました。また、再発防止のため、課内会議において指摘事項を周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(環境局施設部浮島処理センター)

(イ) 保管換えの手続を行っていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該備品の保管換えの手続を行いました。また、再発防止のため、課内回覧等により指摘事項について周知徹底しました。

今後は、適正な備品の管理に努めます。

(環境局環境対策部環境対策推進課、同環境保全課)

オ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 粗大ごみ処理券について、消耗品出納簿と数量が一致していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、粗大ごみ処理券の数量を確認し、消耗品出納簿と現在高を一致させました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(環境局生活環境部中原生活環境事業所、同宮前生活環境事業所)

(イ) 消耗品出納簿への登載を省略できない白灯油等を登載していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、消耗品出納簿への登載手続を行いました。

今後は、適正な消耗品の管理に努めます。

(環境局施設部浮島処理センター、消防局総務部施設装備課)